

世界人権宣言 第 28 条：自由で公平な世界に対する権利

2018/12/07

国連人権高等弁務官事務所

第 28 条は、すべて人はこの宣言に掲げる権利および自由が完全に実現される社会的および国際的秩序に対する権利を有すると規定している。人権宣言の採択から数十年間、自由で公平な世界を実現し、平和を維持するための重要な方法の一つが国際協力であることは広く受け入れられていた。しかしながら近年、多国間協調主義に対する信念が崩れ始めている。自国の利益が人類全体の幸福に勝ると公然と主張する国々もある。人権に関心を払おうとせず、しばしば国内治安を大義にして市民社会を弾圧しようとする指導者が増えている。攻撃的なナショナリズムが人権の尊重に影響を与えている。自由で公平な世界に対する権利は、国内と国家間において機会と結果の平等を促進することが必要であることを意味する。第 28 条の規定する国際秩序の実現のために不可欠の存在である国連人権機関や人権専門家、時にはその協力者も、ますます攻撃にさらされている。